

産業構造審議会保安分科会火薬小委員会について

平成24年11月21日
産業構造審議会
保安分科会火薬小委員会

1. 火薬小委員会の設置

平成24年9月19日の組織改編に伴い、産業構造審議会に産業保安について審議する「保安分科会」が設けられた。

また、火薬小委員会は、産業構造審議会運営規程第13条第1項の規定に基づき、平成24年11月6日に開催された第1回保安分科会において、当該分科会の下部組織として設置された。

2. 所掌事務

火薬類取締法の目的は「火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保すること」であり、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いについて厳しく規制している。そのような中、火薬類が取り扱われる環境の変化等から、それらを踏まえた今後の火薬類に係る保安の在り方を検討する必要がある。

このため、第1回保安分科会において、火薬小委員会では、火薬類の取扱いにおける技術等の基準や、関係法令における火薬類の保安に関する重要事項を調査審議することとされた。

3. 委員長の指名

産業構造審議会運営規程第13条第3項の規定に基づき、保安分科会長により、火薬小委員会委員長として、小川輝繁委員（国立大学法人横浜国立大学名誉教授）が指名された。